

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の  
一部を改正する条例の立案依頼について

このことについて、下記のとおり条例の立案を依頼する。

記

**1 改正する条例**

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）

**2 改正理由**

学校現場では、新たな時代に対応するための力の育成や、児童・生徒の多様な学びのニーズに対応するため、学習指導要領に定める外国語活動、特別の教育課程を編成し実施される日本語教育、特別支援教室における指導など、様々な授業が実施されている。

教科の授業に位置付けられていないこれらの授業について、安定的に質の高い授業を実施するため、必要な場合には専門的な知見をもつ時間講師を活用できるよう、時間講師の勤務時間に係る規定を整備する必要がある。

**3 改正内容**

時間講師の勤務時間について「教科の授業に要する時間」を「教科の授業その他の東京都教育委員会が定める授業に要する時間」に改めるほか、規定の整備を行う。

**4 都議会に付議する時期**

令和6年第1回東京都議会定例会

**5 施行期日**

令和6年4月1日

**6 その他**

本案決定後、知事に条例の立案を依頼する。

第一号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の  
立案依頼について

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の立案につい  
て、次のように知事に依頼する。

令和六年一月十一日

東京都教育委員会

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「授業」の下に「その他の東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業」を加え、同項第二号中「東京都教育委員会（以下「及び「」という。）」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

#### （提案理由）

時間講師の勤務時間の対象の拡大を図るため、規定を整備する必要がある。

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条まで（現行のとおり） （勤務時間等）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>一 教科の授業その他の東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業に要する時間</p> <p>二 教育委員会が定める授業の実施に付随する業務に要する時間</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第五条から第十四条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条まで（略） （勤務時間等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 教科の授業に要する時間</p> <p>二 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業の実施に付随する業務に要する時間</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五条から第十四条まで（略）</p>